

京都市告示第566号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和4年12月28日

京都市長 門川大作

道路の種類           市道  
供用開始の期日       告示の日  
路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延長	敷地の幅員
松尾御陵緯 22号線	西京区山田平尾町3番地の2地先から 同町17番地の1地先まで	旧	メートル 118.00	メートル 3.70 ~ 6.40
		新	118.00	4.49 ~ 8.52

(建設局土木管理部道路明示課)